

○東京藝術大学総合芸術アーカイブセンター規則

〔平成23年4月22日〕
制 定

改正 平成24年4月1日 平成25年10月24日

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学総合芸術アーカイブセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学が有する歴史的・文化的に重要な各種の芸術資料・文書資料（以下「資料」という。）を一元的に管理し、次世代レベルのデジタル技術を用いて活用するための総合芸術アーカイブシステムの構築と運用に関する研究を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる研究を行う。

- (1) 資料を一元的に管理するための包括的データベースシステムの構築と運用に関する研究
- (2) 教育研究等の利用に供するために資料をデジタル化する技術の開発に関する研究
- (3) 資料の公開と活用のための知的財産権等処理のあり方に関する研究
- (4) 資料のアーカイブ化に携わる人材の育成に関する研究
- (5) その他、資料とそのアーカイブ化に関する研究

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センター長は、理事（研究担当）をもって充てる。
- 3 副センター長は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 社会連携センター長
 - (2) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条に掲げるセンターが行う研究の基本的方針に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) その他センター長が必要と認めること。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部長・研究科長が指名する者 各1人
- (4) 附属図書館長が指名する者 1人
- (5) 芸術情報センター長が指名する者 1人

(6) 大学美術館長が指名する者 1人

(7) 演奏芸術センター長が指名する者 1人

(8) その他センター長が指名する者 若干人

3 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、副センター長のうち議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

5 第2項第2号から第8号の委員（第2号のうち社会連携センター長を除く。）の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第6条 センターに関する事務は、社会連携課が行う。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。